二一七　固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件　二六　143　一
二一八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分～平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇　二
二一九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇　三
二二〇　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　三〇　三
○総務省、法務省、経済産業省
八六―電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　一一　三
○総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一　奄美群島振興開発特別措置法の規定に基づき、奄美群島振興開発基本方針を定めたことに伴い公表する件　一〇　128　七
○総務省、農林水産省、国土交通省
八　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示　三〇　四
二〇九―奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画を認定する件　三〇　四

一一　平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件　二　二
○政治資金適正化委員会
三三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　五　二
三四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　九　二
三五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　九　二
三六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　九　二
三七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　九　二
三八　〃　一八　二
三九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二六　二
四一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二六　二
四二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件　二六　二

○法務省
二五五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二　二
二五六　日本国に帰化を許可する件　二　二
二五七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　四　二
二五八　日本国に帰化を許可する件　四　二
二五九　除籍が滅失した件　五　二
二六〇　日本国に帰化を許可する件　五　二
二六一　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　六　三
二六二　除籍の一部が滅失した件　九　二
二六三　日本国に帰化を許可する件　一〇　二
二六四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一一　四
二六五　除籍が滅失した件　一二　一
二六六　日本国に帰化を許可する件　一二　一
二六七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　一六　一
二六八　日本国に帰化を許可する件　一六　一
二六九　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　一六　一
二七〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一九　二
二七一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一九　二
二七二　日本国に帰化を許可する件　二三　三
二七三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　二四　一
二七四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二七　二
二七五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　二七　二
二七六　日本国に帰化を許可する件　二七　二
○外務省
二七七　ホニアラ港施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件　二　二
二七八　〃　三〇　六
二七九　カメルーン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　三
二八〇　平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の効力発生に関する件　四　124　一五
二八一　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　六　126　一
二八二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　六　126　一
二八三　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　六　126　一
二八四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　六　126　一